

障害の区分		長崎市		
		障害の程度		
		身体障害者等が自ら運転する場合 (本人運転)	身体障害者等のために生計を一にする者が運転する場合(家族運転) 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転する場合(常時介護者運転)	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級までの各級	1級～4級までの各級	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級		
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	【内臓】心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害		1級・3級	1級・3級
	肝臓機能障害		1級～3級	1級～3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	1級～3級	
戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	聴覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	平衡機能障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	音声機能障害	特別項症～第2項症		
	上肢不自由	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
	下肢不自由	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第3項症	
	体幹不自由	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症	
【内臓】心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸又は肝臓機能障害		特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
療育手帳		A1、A2、B1	A1、A2、B1	
精神障害者保健福祉手帳		1級	1級	

障害の程度は、手帳の等級ではなく障害名に記載された障害の区分ごとの等級で判断されます。
複数の障害の区分が記載されている場合には、当該等級より一つ上位の等級とみなして判断されます。